

<海南市内海墓地 使用者募集要項> (随時募集)

1. 募集する墓地

- (1) 墓地の位置 海南市鳥居520番地ほか
- (2) 募集区画数 東側4区画(別紙1位置図参照)
西側10区画(別紙2位置図参照)
※西側については、2区画まで申請可。
(例:申請可能<区画番号560、567>、申請不可<区画番号560、561>)
- (3) 区画面積 約1㎡
- (4) 墓地の使用料 1区画 5,000円(使用料は利用の許可時に納付)
※上記区画は、前使用者から返還された区画であり、新規の区画でなく補修等を行いません。
※随時募集を行います。事前に空き区画状況を確認し、現地確認後に申請してください。

2. 申請対象者

申請できる方は、次の全てに該当される方に限ります。

- (1) 申請時において、海南市に住所を有している方
- (2) 遺骨(死亡した方)があり、使用許可を受けた日から1年以内に埋蔵することができる方
- (3) すでに市営墓地の使用許可を受けていない方

3. 申請方法

(1) 持参による申請の場合

受付時間: 8時30分~17時15分

(土・日・祝、年末年始(12月29日から1月3日)除く。)

申請場所: 海南市役所4階 環境課

(2) 郵送による申請の場合

送付先: 〒642-8501 海南市南赤坂11番地 海南市役所 環境課

※メール・FAXでも申込可

4. 申請書類

<必要書類>

- ・墓地使用許可申請書
- ・申請者本人の居住地が確認できる書類(住民票、運転免許証、健康保険証等)の写し
- ・申請者の戸籍謄本
- ・被埋蔵・被改葬予定者を確認できる書類(埋火葬許可証、戸籍謄本)の写し
- ・改葬許可書(改葬の場合)

5. 申請にあたっての注意事項

- (1) 内海墓地使用における注意事項をご確認ください。
- (2) 1世帯1件のみ申請可
- (3) 電話での申請は受け付けません。
- (4) 墓地の使用権を転売・譲渡又は転貸することはできません。

6. 墓地使用料の納付について

納付書をお渡ししますので、指定された期日までに市役所、支所出張所、指定金融機関又は、収納代理金融機関で納付してください。なお、使用許可証は、使用料納付確認後郵送します。

7. 問い合わせ先

〒642-8501

海南市南赤坂11番地 海南市役所環境課

電話 073-483-8457

FAX 073-483-8444

E-mail kankyo@city.kainan.lg.jp